

2021年9月15日

文部科学大臣 萩生田光一様

国際婦人年連絡会

世話人 大倉多美子
橋本 紀子
前田 佳子

「教員免許更新制」の早急の廃止を求める要望書

国際婦人年連絡会は、女性の地位向上・ジェンダー平等の実現をめざすNGOなど全国組織34団体が結集し、活動している団体です。

先日、中央教育審議会『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会において、『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ（案））が出され、「教員免許更新制」に関しては「発展的に解消することを文部科学省において検討することが適当である」と、「廃止」の方向が示されました。文部科学大臣からは「早ければ2023年度から廃止する」との方針が表明されました。

教員免許更新制は、安倍政権（当時）が改定「教育基本法」（2006年）の具体化として教職員の反対を押し切り2009年に導入したものです。導入後、過労死ベースの労働時間で働く教員にとって、更新講習にかかる時間と費用に対する負担は相当なものとなっています。臨時教員、非常勤教員の確保、および退職教員の任用にあたって、免許状未更新により教員免許を失効しているケースが数多くみられ、教員の確保が非常に困難になるなど、多くの問題が表出しています。

教員は、日々、子ども、保護者、同僚から学び、教員としての必要な資質能力を現場で培っています。毎日の教育活動の中で教員が自主的・自発的な研修が行えるよう、必要な条件整備を行うことこそ、求められています。「中央教育審議会が最終的な結論を得た上で、関連する法改正が行われるまでは、現行の教員免許更新制は存続する」ということですが、「廃止」の見通しが立った以上、現場の負担を考え、更新講習は2023年を待たずに、直ちに凍結すべきと考えます。

記

- 一 「教員免許更新制」の早急の廃止と、法改正までの凍結を決断されることを要望します。

以上